平成２８年（フ）第８９号
愛知県西尾市熊味町大道南87番地１　デュオ和田１棟107号室
破産者　松元　　明
１　決定年月日　平成29年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目15番14号　コーポカサブランカ105号
破産者　上原　　環
１　決定年月日　平成29年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
鹿児島県鹿屋市寿４丁目７番11－１号　コーポ弥生101号
破産者　上原　　豊
１　決定年月日　平成29年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１４９４号
福岡市西区大字羽根戸442番地
破産者　松田　雄三
１　決定年月日　平成29年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５９９号
福岡市博多区光丘町１丁目２番24―202号
破産者　臺場　良兵
１　決定年月日　平成29年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６４８号
福岡県大野城市上大利２丁目６番１―406号、前住所福岡県大野城市川久保２丁目４番５―303号
破産者　松田　圭司
１　決定年月日　平成29年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６８８号
福岡市博多区大博町７番９―1203号、前住所福岡市博多区博多駅南３丁目25番17―709号
破産者　澤畠勇次郎
１　決定年月日　平成29年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８２４号
福岡市城南区樋井川３丁目26番７号
破産者　井上　　晃
１　決定年月日　平成29年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２９２号
福岡市南区清水３丁目13番20号　清原レジデンス301号
破産者　清國　　誠
１　決定年月日　平成29年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４６９号
福岡市中央区天神３丁目７番22―318号
破産者　吉野　未希
１　決定年月日　平成29年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５２３号
福岡市東区二又瀬８番１号
破産者　河崎　清彦
１　決定年月日　平成29年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６１７号
福岡市博多区堅粕３丁目８番１―906号
破産者　大原　直彦
１　決定年月日　平成29年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６３３号
福岡市城南区荒江団地54番508号
破産者　中ノ瀬勇一
１　決定年月日　平成29年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６３４号
福岡市城南区荒江団地54番508号
破産者　中ノ瀬沙織
１　決定年月日　平成29年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７４８号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代965番地18　コリーナ・ベルデＶ　306号
破産者　中島　嵩太
１　決定年月日　平成29年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８７４号
大分市大字小池原117番地アーススクエア101、破産手続開始決定時の住所福岡市南区弥永５丁目９番27号
破産者　香谷　隆人
１　決定年月日　平成29年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７１８号
福岡県大野城市平野台４丁目16番６号
破産者　菊竹　竜也
１　決定年月日　平成29年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７２５号
福岡市博多区神屋町１番３―1204号
破産者　茶屋　正芳
１　決定年月日　平成29年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４０６号
札幌市西区西町北18丁目４番３―402号
破産者　高田　　悟
１　決定年月日　平成29年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部